

消 防 危 第 37 号

平成28年 3 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として
ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・法
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）・・・・・・政令
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）・・・・規則

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：鈴木補佐、清水係長、金子係長

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

(液化石油ガスの貯蔵・取り扱いの届出関係)

問 1 貯蔵能力が300kg未満の貯槽又はバルク貯槽（以下「貯槽等」という。）の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に一時的に仮設供給設備を連結する場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をする措置を講じたときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量と仮設供給設備の貯蔵能力の合計数量により、法第9条の3第1項に基づく届出の要否を判断してよい。

答 1 お見込みのとおり。

(有機ハイドライド関係)

問 2 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサン（第1石油類）から水素を製造する以下の施設は、一般取扱所として取り扱ってよい。

- 1 原料となるメチルシクロヘキサンから脱水素して水素を取り出す工程を有する。当該工程では熱源として灯油が消費されるとともに、副産物としてトルエン（第1石油類）が生成される。なお、1日に脱水素するメチルシクロヘキサンは指定数量以上である。
- 2 メチルシクロヘキサン、トルエン及び灯油を貯蔵するタンクが地下に設置される。
- 3 トルエンを移動タンク貯蔵所で回収する。

答 2 お見込みのとおり。

当該施設の目的は、法第2条第7項に規定する危険物には該当しない水素の製造であり、副産物としてトルエンが生じることは水素製造に係る一連の工程の一部であるため、当該施設は製造所に該当せず一般取扱所に該当すると考えられる。

(給油取扱所関係)

問 3 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓に、規則第28条の2の5第6号ハに基づき、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けることとされている。

下記1～3の条件を満たした場合、政令第23条の規定により、当該制御装置と同等以上の効力があると認め当該制御装置の設置を免除してよい。

記

1 監視の強化

安全を確認するための制御卓での監視者以外に、給油・注油空地に（1）から（3）の体制で従業員を配置する。